

協議第 27 号

都市内分権と地域自治区等の設置について

都市内分権と地域自治区等の設置について、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 9 月 21 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

新市全体の都市内分権のあり方については、合併後 5 年を目途に検討するものとする。

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく地域自治区を次のとおり設置する。

1 地域自治区の設置

城山町、津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした地域自治区を設置し、名称は、それぞれ「(仮称)城山町」、「(仮称)津久井町」、「(仮称)相模湖町」とする。

2 地域自治区の設置期間

合併の期日から 5 年間とする。

3 地域自治区の事務所の位置、名称、所管区域等

(1) 事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区の名称	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
(仮称)城山町	それぞれの合併前の町役場の位置とする。	(仮称)城山町地域自治区事務所	それぞれの合併前の町の区域とする。
(仮称)津久井町		(仮称)津久井町地域自治区事務所	
(仮称)相模湖町		(仮称)相模湖町地域自治区事務所	

(2) 事務所の事務

ア 市長の権限に属する事務の一部を分掌する。

イ 地域協議会の庶務を処理する。

(3) 事務所の長

事務所の長は、事務吏員とする。

4 地域協議会の設置

地域の住民の意見を反映させるため、それぞれの地域自治区に地域協議会を設置し、名称は、それぞれ「(仮称)城山町地域協議会」、「(仮称)津久井町地域協議会」、「(仮称)相模湖町地域協議会」とする。

5 地域協議会の構成員

(1) 選任

地域自治区の住民から市長が選任する。選任に当たっては、各地区の代表、各種団体の代表その他学識経験者、公募委員を含める等、地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮しなければならない。

(2) 定数

30人以内とする。

(3) 任期

2年以内とする。

(4) 報酬

報酬は、支給しない。

6 地域協議会の会長及び副会長

(1) 地域協議会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、構成員の互選により決定する。

(2) 市長は、会長若しくは副会長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は会長若しくは副会長に職務上の義務違反その他会長若しくは副会長たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

7 地域協議会の権限

(1) 市の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市長その他の市の機関に意見を述べるができる。

(2) 市長その他の市の機関は、地域自治区の区域に係る重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

都市内分権と地域自治区等の設置の考え方について

1 基本方針

新市全体の都市内分権のあり方については、合併後5年を目途に検討するものとする。

新市としての一体的なまちづくりの推進と行財政運営の効率化を図るため、城山町、津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）の規定に基づく地域自治区を設置する。

合併特例法の規定に基づく地域自治区の設置期間については、合併の期日から5年間とする。

【補足説明】

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、合併特例法の規定に基づく地域自治区を導入するもの。

地域審議会については、法律により地域自治組織制度が創設されたため、検討対象から除外する。

改正地方自治法に基づく一般制度である地域自治区については、合併を行う段階で、新市域全体を区割りし、設置することが困難なため選択しない。

法人格を持つ特別地方公共団体である合併特例区は、新市一体となったまちづくり推進の必要性と行財政運営の効率化の観点から鑑みて選択しない。

【参考】任意協議会における協議事項及び協議内容

2.9 都市内分権と地域審議会等の設置

- ・ 関係市町の歴史、文化、生活様式など各地域の伝統や特性を尊重し、個性豊かな地域が共存する都市内分権の具体的な方法等について協議する。
- ・ 新市の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について新市の長に意見を述べるため旧市町村単位で置くことができる地域審議会の設置の可否及び内容について協議する。

2 地域自治区の概要

(地域自治区の制度の概要とイメージについては、資料 1、2 を参照)

「地域協議会」の設置により、住民意向を行政施策へ反映する。

地域住民に身近な行政サービスを提供する「地域自治区の事務所」を設置する。

3 地域協議会について

前提条件

協議で定める地域協議会の設置等に関する事項は、合併特例法に規定する事項とする。

地域協議会は、地域の多様な意見を行政施策に反映する場とし、各地域自治区の特徴を活かした運営が可能となるよう配慮する。

【参考】協議で定める項目と法律上の根拠

- | |
|--|
| 1 地域自治区の設置 (地方自治法 第 2 0 2 条の 4 第 1 項) |
| 2 地域自治区の設置期間 (合併特例法 第 5 条の 5 第 1 項) |
| 3 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域 (地方自治法 第 2 0 2 条の 4 第 2 項) |
| 4 地域協議会の構成員の任期 (地方自治法 第 2 0 2 条の 5 第 4 項) |
| 5 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法
(地方自治法 第 2 0 2 条の 2 第 2 項) |
| 6 地域協議会に諮問し、又は地域協議会が、意見できる市町村の施策に関する重要事項
(地方自治法 第 2 0 2 条の 7 第 2 項) |
| 7 地域協議会の構成員の定数など組織及び運営に関し必要な事項
(地方自治法 第 2 0 2 条の 8) |

構成員

地域自治区の住民から市長が選任する。

会長と副会長を置き、委員の互選により決定する。

定数

3 0 人以内とする。多様な意見が適切に反映されるよう公募委員を含める。

理由：「相模原市審議会等の在り方に関する基本指針」の基準により、原則として 2 0 人以下が適当と考えるが、各地域の特性に配慮し 3 0 人以内とした。

任期

2 年以内とする。

理由：法定の上限は 4 年であるが、多様な住民の参画機会を確保するため

報酬

報酬は、支給しない。

理由：住民として担う自発的な協働活動の一環であるため、無報酬とする。

権限

市長等からの諮問に対する意見具申

【補足】合併特例法第5条第9項では、市町村建設計画を変更しようとする場合には、市長は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない旨の規定がある。

協議会が必要と思われる事項に関する意見具申

【補足】「協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域にかかるもの」という規定があるが、この重要事項に該当するものとしては、「**当該地域住民の生活に大きな影響を及ぼす事項**」を基本とする。

4 地域自治区の事務所について

事務所の事務

市長の権限に属する事務の一部を分掌する。

地域協議会の庶務を処理する。

事務所の長

長は、事務吏員とする。

5 総合的な事務所等について

総合的な事務所の位置付け（総合的な事務所は、協議第11号 1を参照）

総合的な事務所 = 地域自治区の事務所 + 本庁の出先機関

旧町にある出先機関の扱い（出先機関の扱いは、協議第11号 2を参照）

旧町にある支所、出張所などの出先機関については、事務内容を精査し、住民サービス事務を取り扱うものとする。

【参考】協議第11号 1及び2

「1 城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、合併前の各役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。」

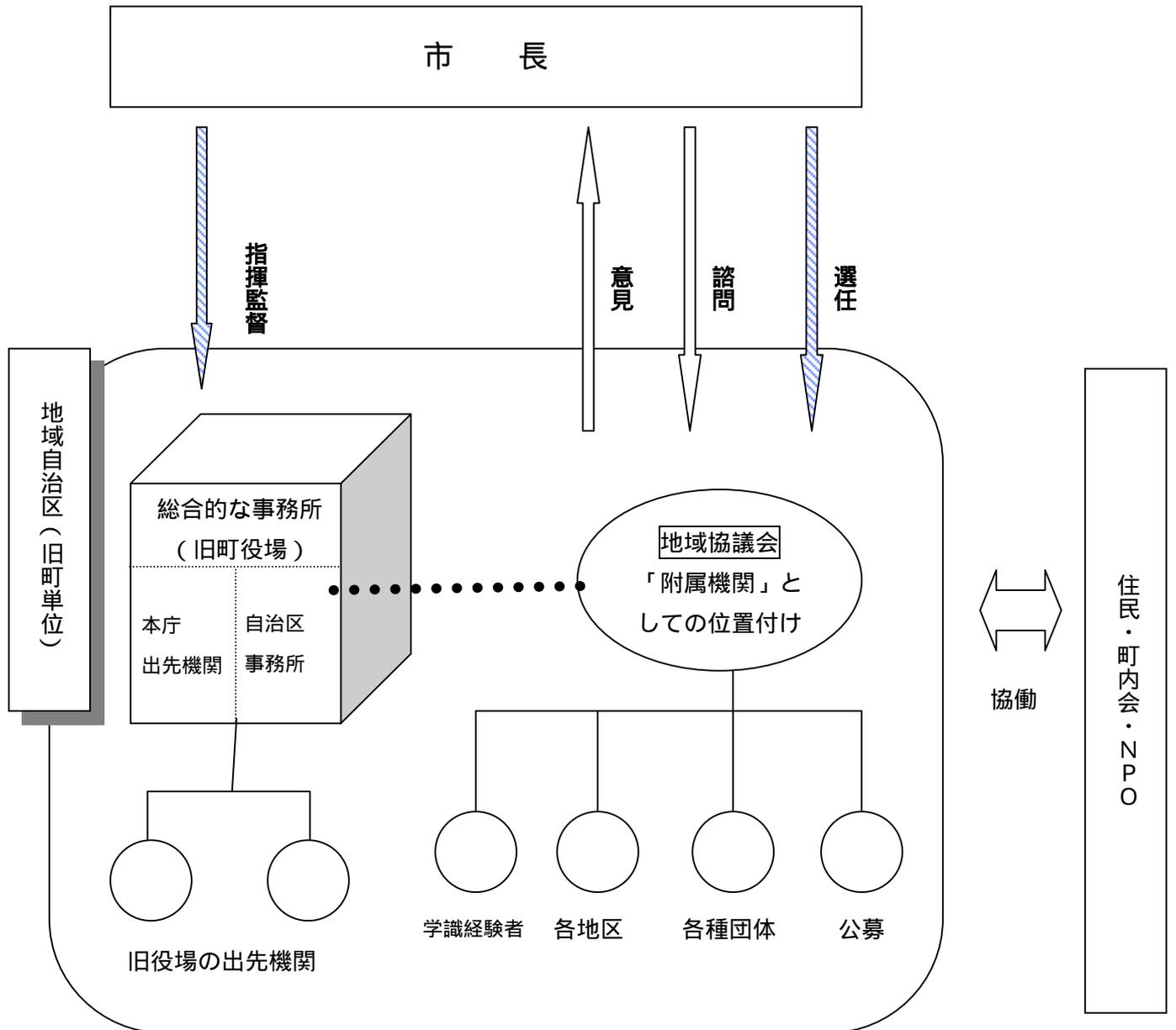
「2 城山町、津久井町及び相模湖町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。」

合併に伴う事務イメージの比較については、資料3を参照

[地域自治組織等の概要]

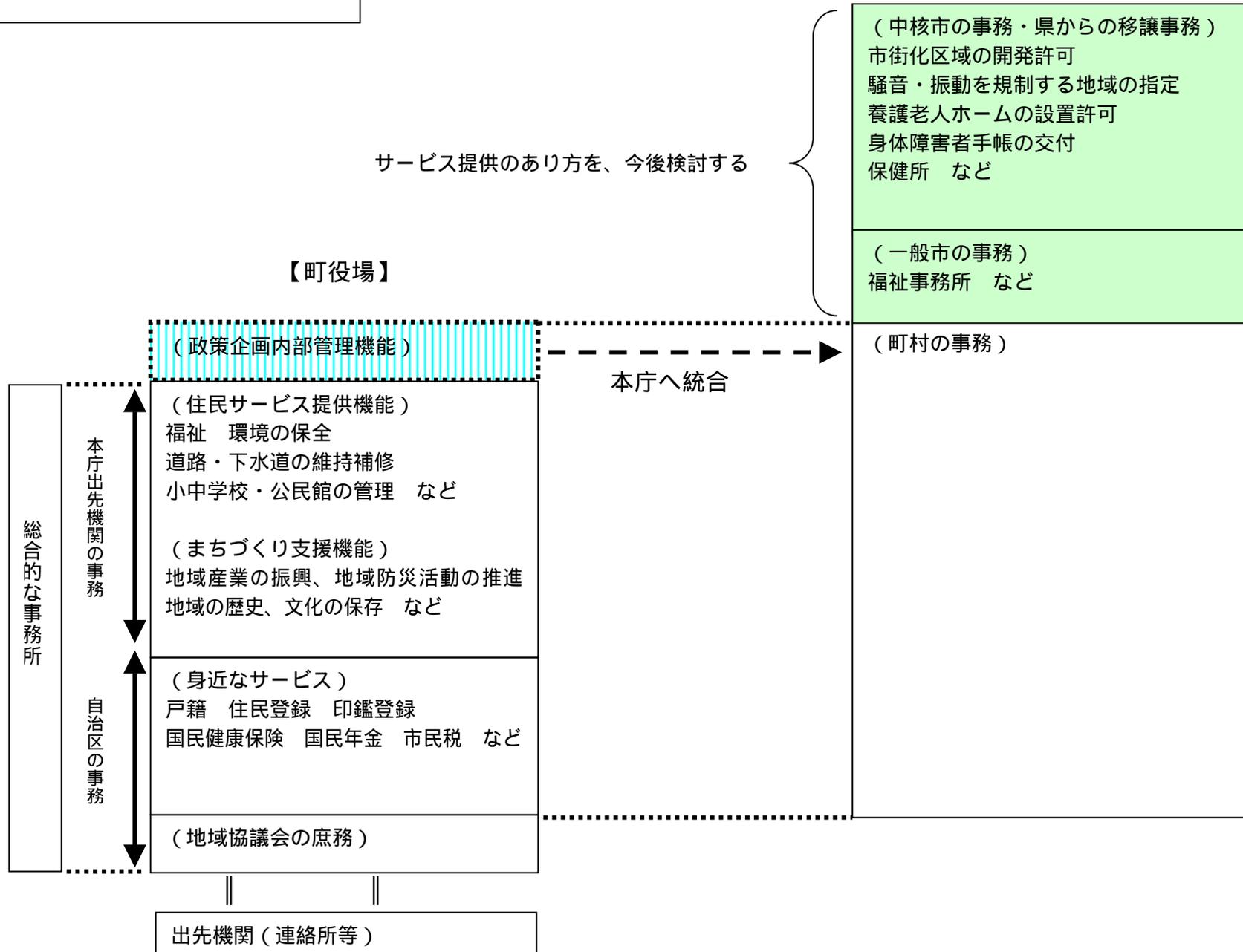
いわゆる「地域自治組織」				
	地 域 自 治 区 改正地方自治法	地 域 自 治 区 改正合併特例法、合併新法	合 併 特 例 区 改正合併特例法、合併新法	地域審議会
設置手続	条例 合併にかかわらず全ての市町村で設置できる	関係市町村の協議 + 議会議決 合併済市町村は条例	関係市町村の協議 + 議会議決 + 知事認可 合併済市町村は定款 + 知事認可	関係市町村の協議 + 議会の議決 + 告示
名 称	条例により定める	協議により定める（区、町など）	協議により定める（区、町など）	協議により定める
法 人 格	なし	なし	あり（特別地方公共団体）	なし（附属機関）
区 域 等	市町村の全域に、区域を分けて設置する 市町村の一部に設置することはできない	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる 合併済市町村の全域に置くこともできる	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる 合併済市町村の全域に置くこともできる	旧市町村単位
設置期間	期限なし	協議により定める（上限なし） 地域の実情に応じた適切な期間を設定する	5年以内 期間を延長することはできない	一定の期間
組 織 等	地域協議会 + 事務所	地域協議会 + 事務所	合併特例区協議会 + 事務所	諮問に対する答申 必要と認める事項についての意見具申
協 議 会	区域内に住所を有する住民 任期4年以内、原則無報酬 区域内の重要事項は必要的諮問事項	区域内に住所を有する住民 任期4年以内、原則無報酬 区域内の重要事項は必要的諮問事項	区域内に住所を有し、議会議員被選挙権を有する者 任期2年以内、原則無報酬 左記の他、予算等の重要事項に関する同意権がある	
事 務 所	長は事務吏員 市町村の出先機関として処理する事務 地域協議会の庶務を処理	長は事務吏員 特別職の区長の設置可（任期2年以内） 市町村の出先機関として処理する事務 地域協議会の庶務を処理	長は特別職（任期2年以内） 公の施設の設置管理、地域振興イベント等を処理 市町村の出先機関を併設することも可 合併特例区の庶務を処理	
住居表示の特例	なし	地域自治区の名称を冠する義務 (例) 市 区 市 町 など	合併特例区の名称を冠する義務 (例) 市 区 市 町 など	なし

城山町、津久井町、相模湖町に設置される地域自治区のイメージについて



合併に伴う事務イメージの比較

【相模原市】



地域自治区等に関する関係法令

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（地域自治区の設置）

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。

5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

（1）地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3)市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第202条の8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2~4 (略)

(地域自治区の設置手続等の特例)

第5条の5 市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

第5条の6 (略)

(住居表示に関する特例)

第5条の7 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和37年

法律第119号)第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治体の名称を冠するものとする。第5条の5第1項の規定により設けられた合併に係る地域自治体の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治体の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治体の区域における同法第2条に規定する住居の表示についても、同様とする。

(合併特例区)

第5条の8 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であつた地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もつて合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

協議第 28 号

財産の取扱いについて（財産区）

財産の取扱いについて（財産区） 次のとおり協議を求める。

平成 16 年 9 月 21 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

城山町及び津久井町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐものとする。

財産区の取扱いの考え方について

1 財産区の取扱いについて

財産区の取扱いについては、平成16年7月8日開催の第3回相模原・津久井地域合併協議会で、改めて調整方針を協議することが決定している。

このため、津久井町では、財産区管理会代表者、地域振興協議会代表者及び町議会議員等を構成員とし、町長の諮問機関として設置された「津久井町財産区等連絡調整会議」で、城山町では、財産区議会議員、学識経験者等を構成員とする「財産区のあり方検討委員会」等で、各財産区のあり方について話し合いを行い、今後の財産区について「現状のまま存続する。」方向で調整した。

2 財産区議会と財産区管理会の並存について

現在、財産区の管理組織として、津久井町では財産区管理会が、城山町では財産区議会があり、合併後これらの管理組織を現状のまま相模原市に引き継いだ場合、異なった管理組織が存在することになる。

これらの異なった管理組織を現状のまま相模原市に引き継ぐことは可能であり、またどちらか一方の管理組織に統一することについても、各条例の改廃、設置手続を行うことで可能となっている。

財産区の現況比較

財産区設置市町：城山町・津久井町

単位：㎡/㎡/千円

項 目		城 山 町		津 久 井 町						
財産区の名称		川尻財産区	中沢財産区	三井財産区	中野財産区	串川財産区	鳥屋財産区	青野原財産区	青根林野	
設置年月日		昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日 (昭和38年10月1日)	
設置の経緯		城山町合併時に 関係村で協議	城山町合併時に 関係村で協議	津久井町合併時に 関係町村で協議	津久井町合併時に 関係町村で協議	津久井町合併時に 関係町村で協議	津久井町合併時に 関係町村で協議	津久井町合併時に 関係町村で協議	津久井町合併時に 関係町村で協議	
財	土地 (㎡)	所 有	45,051	114,301	132,971	909,742	2,055,061	12,029,916	13,917,698	13,998,723
		分 収	690,579	84,300	0	129,792	631,744	8,173,210	3,237,320	3,143,069
		貸 付	30,719	0	0	0	0	16,842,742	916,774	991,159
		その他	255	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	766,604	198,601	132,971	1,039,534	2,686,805	37,045,868	18,071,792	18,132,951
産	立 木(㎡)	-	-	1,018	2,622	29,317	225,450	29,085	166,541	
	出資による権利	420	210	210	50	1,660	8,460	4,065	4,020	
	基 金 (平成14年度末)	339,230	21,976	10,109	37,463	507,110	577,950	22,634	36,959	
予算規模 (平成15年度当初)		9,410	1,098	1,200	4,000	27,000	23,300	14,000	15,400	
管理機関		財産区議会	財産区議会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	管理委員会	
議員・委員数(人)		8	7	7	7	7	7	7	7	

*設置年月日の()は、財産区の名称が「青根林野」となった日である。

財産区について

1 財産区制度の趣旨

財産区制度は、明治の大合併の推進のとき、関係町村間の特別な財産や所有状態の著しい不均衡が合併交渉を妨げたことから、合併後も旧町村単位で従来の財産を所有する権利を認められたことがその起源となっている。このように市制・町村制の施行の際、設置された財産区は、大部分が江戸時代以来の村、又はその一部で住民が入会利用している山林、田畑等を所有していたものであり、戦後、地方自治法の改正の中で明文化された。

この結果、財産区は、その所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止につき、法律上独立の人格者たる能力（法人格）を持った特別地方公共団体となった。

財産区は、その成立した時期により、次の2つに大きく分けられる。

旧財産区...明治22年の市制・町村制施行当時、既に市町村の一部が財産又は公の施設を所有していることを認めたもの。

新財産区...市制・町村制の施行後に行われた町村合併の際（昭和28年施行町村合併促進法によるものなど）、旧町村が財産又は公の施設を所有していることを認めたもの。

2 財産区の業務等

- (1) 財産区は、所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止を行う。
- (2) 財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性をそこなわないように努めなければならない。

3 財産区の会計

- (1) 財産又は公の施設に関し特に要する経費（財産区議会の議員選挙に要する費用など）は、財産区の負担とする。
- (2) 財産区の収入及び支出については、市町村の会計と分別しなければならない。
財産区の収支は明確にしておく必要があるため、市町村の会計と分別して経理することが要求されており、特別会計を設けることが適当である。（「地方自治小六法」注釈）

4 相模原・津久井地域における財産区の状況

相模原・津久井地域における財産区は、城山町に「川尻財産区」「中沢財産区」、津久井町に「三井財産区」「中野財産区」「串川財産区」「烏屋財産区」「青野原財産区」「青根林野」の合計8つの財産区が設置されている。

城山町の財産区には財産区議会が、津久井町の財産区には財産区管理会等が設置されている。

財産区議会と財産区管理会について

区 分	財産区議会	財産区管理会
設置根拠	<p>地方自治法295条</p> <p>財産等の管理処分が複雑なため、あるいは財産区と市町村との利害関係が必ずしも一致しないため等により、都道府県知事が必要であると認めるときに限り設置することができる固有の意思決定機関</p>	<p>地方自治法296条の2</p> <p>財産区に財産区議会が設置されていない時に限り置くことができる任意設置機関</p>
設置方法	<p>知事が設置条例を提案し、市町村議会の議決により、市町村の条例で設置</p>	<p>市町村条例の制定によって設置</p> <p>市町村の廃置分合又は境界変更の際し財産処分に関する協議によって設置</p>
条例又は協議書に規定する事項	<p>財産区議会議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項</p>	<p>管理会の同意を要する事項</p> <p>財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項</p>
執行機関	<p>市町村長が行う。</p>	<p>市町村長が行う。</p> <p>市町村長は、財産管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て管理会又は管理委員に委任できる。</p>
議決機関	<p>財産区議会が行う。</p> <p>財産区議会は、設置条例に定めるもののほかは、地方自治法の市町村の議会に関する規定が準用される。</p>	<p>市町村議会が行う。</p> <p>管理会は条例で定める重要なものについて同意を与える審議機関であるので、管理会の同意が得られない限り市町村議会の議決があっても執行できない。</p>
監査機関	<p>市町村の監査委員が行う。</p>	<p>市町村の監査委員が行う。</p> <p>管理会は財産区の事務の処理について監査できる。</p>
議員又は委員	<p>(身分)</p> <p>財産区議会の議員の選挙は、公職選挙法の市町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。ただし、被選挙権の有無については、市町村の議会が決定する。</p> <p>財産区議会の議員と当該市町村の議会の議員、市町村長、助役、収入役とは兼職できない。</p> <p>(定員・任期)</p> <p>条例で規定する。</p>	<p>(身分)</p> <p>公職選挙法の適用がないので、委員の資格・選任方法は任意</p> <p>委員は非常勤であり、当該市町村の議会の議員、市町村長、助役、収入役とは兼職が可能</p> <p>(定員・任期)</p> <p>7人以内、4年</p>

なお、これらの機関は財産区の事情に鑑み必要に応じて設置されるものであり、必置機関ではない。

先進事例

豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

足助町及び稲武町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として豊田市に引継ぐものとする。

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村

合併時に存続する浜北市（三大地財産区、四大地財産区、赤佐財産区）及び天竜市（熊財産区、下阿多古財産区）の各財産区は、合併後も新市において引き続き存続するものとする。

秋田市・河辺町・雄和町

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。

また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

財産区の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（財産区の意義及びその運営）

第294条 法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

3 前2項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

（財産区の議会又は総会の設置及びその権限）

第295条 財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

（財産区の議会又は総会の組織）

第296条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない。財産区の総会の組織に関する事項についても、また、同様とする。

2 前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第268条の定めるところによる。

3 財産区の議会又は総会に関しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。

（財産区管理会の設置及び組織）

第296条の2 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

2 財産区管理会は、財産区管理委員7人以内を以てこれを組織する。

3 財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、4年とする。

4 第295条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができない。

(財産区管理会の権能)

第296条の3 市町村及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は前条第1項但書に規定する協議で定める重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならない。

2 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て、財産区管理会又は財産区管理委員に委任することができる。

3 財産区管理会は、当該財産区の実務の処理について監査することができる。

(財産区管理会の運営等)

第296条の4 前2条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第296条の2第1項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

2 市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第296条の2第1項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

(財産区運営の基本原則等)

第296条の5 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそなわれないように努めなければならない。

2 財産区は、その財産又は公の施設の全部又は一部を財産区のある市町村又は特別区の財産又は公の施設とするために処分又は廃止する場合を除くほか、その財産又は公の施設の全部又は一部の処分又は廃止であって、当該財産区の設置の趣旨を逸脱するおそれのあるものとして政令で定める基準に反するものについては、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければ、これを行うことができない。

3 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の実務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

4 前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならない。

5 第3項後段の規定による不均一の課税又は徴収については、当該市町村又は特別区は、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

(財産区に係る関与及び裁定)

第296条の6 都道府県知事は、必要があると認めるときは、財産区の事務の処理について、当該財産区のある市町村若しくは特別区の長に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる。

2 財産区の事務に関し、市町村若しくは特別区の長若しくは議会、財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会の相互の間に紛争があるときは、都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、これを裁定することができる。

3 前項に規定するものを除く外、同項の裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第297条 この法律に規定するものを除く外、財産区の事務に関しては、政令でこれを定める。

津久井郡広域行政組合及び相模湖モーターボート競走組合の財産の現況
(平成15年3月31日現在)

(総括)

		津久井郡広域行政組合	相模湖モーターボート競走組合
1. 公有財産			
土地	m ²	44,804.31	0.00
建物	m ²	9,826.15	405.58
2. 物品 (車両類)	台	69	1
3. 債権	千円	0	0
4. 基金	千円	664,628	643,859
5. 地方債現在高	千円	502,332	0
6. 債務負担行為	千円	47,773	0

1. 公有財産

[土地]

単位: m²

区 分	津久井郡広域行政組合	相模湖モーターボート競走組合
行政財産	42,466.13	0.00
公用財産	42,466.13	0.00
本庁舎(出張所・清掃工場など)	36,699.84	
消 防(本部・分署・消防団など)	5,766.29	
普通財産	2,338.18	0.00
普通財産一般	2,338.18	
合 計	44,804.31	0.00

[建物]

単位: m²

区 分	津久井郡広域行政組合	相模湖モーターボート競走組合
行政財産	9,661.13	0.00
公用財産	8,961.46	0.00
本庁舎(出張所・清掃工場など)	6,548.74	
消 防(本部・分署・消防団など)	2,412.72	
公共用財産	699.67	0.00
その他の施設 (急病診療所・青山健康会館)	699.67	
普通財産	165.02	405.58
合 計	9,826.15	405.58

2. 物品

単位: 台

区 分	津久井郡広域行政組合	相模湖モーターボート競走組合
車 両 類	69	1
乗用自動車	3	1
貨物自動車	9	0
軽自動車	6	0
特殊自動車	45	0
普通二輪車	2	0
原動機付自転車	4	0

3. 債 権

単位:千円

区 分	津久井郡広域行政組合	相模湖モーターボート競走組合
	0	0

4. 基 金

単位:千円

目的・使途	津久井郡広域行政組合		相模湖モーターボート競走組合	
	名 称	金 額	名 称	金 額
大規模な建設事業、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足が生じたときの財源にあてるために設置	財政調整基金	447,136		
下水道の整備等に伴う廃棄物収集処理体制整備事業資金にあてるために設置	廃棄物収集処理体制整備基金	34,202		
青山健康会館の資金にあてるために設置	青山健康会館基金	183,290		
開催事業収入の減収、臨時従業員退職功労金の支給その他財源の不足が生じたときの財源にあてるために設置			財政調整基金	643,059
開催業務つり銭の準備、通常業務支払を円滑かつ効率的に行うための資金にあてるために設置			業務運用基金	800
	合 計	664,628	合 計	643,859

5. 地方債現在高

単位:千円

区 分	津久井郡広域行政組合	相模湖モーターボート競走組合
普通会計	502,332	
一般単独事業債	419,263	
その他普通債	83,069	
合 計	502,332	0

6. 債務負担行為

単位:千円

区 分	津久井郡広域行政組合	相模湖モーターボート競走組合
債務保証・損失補償に係るもの	25,936	
その他	21,837	
債務負担行為限度額	47,773	0

協議第 29 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 9 月 21 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

1 一部事務組合の取扱い

城山町、津久井町及び相模湖町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐものとする。

2 機関等の共同設置の取扱い

相模湖町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、合併の期日の前日までに廃止し、相模湖町に係るその事務は、新市に引き継ぐものとする。

3 事務の委託の取扱い

(1) 公平委員会事務委託

城山町、津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐものとする。

(2) 公共下水道使用料徴収事務委託

城山町、津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐものとする。

4 土地開発公社の取扱い

城山町及び相模湖町に設置されている土地開発公社及び津久井町に設置されている財団法人津久井町開発公社については、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐものとする。

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続するものとする。

5 第 3 セクターの取扱い

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続するものとする。

相模湖町に設置されている財団法人相模湖周辺環境整備公社については、合併の期日の前日までに解散する方向で調整する。

一部事務組合等について

1 一部事務組合について

一部事務組合とは、都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合で、法人格を持つ特別地方公共団体である。

一部事務組合の設立は、関係地方公共団体の協議により規約を定め、都道府県の加入するものは自治大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得る必要がある。

また、一部事務組合の解散は、関係地方公共団体が議会の議決を経て協議を行い、都道府県の加入するものは自治大臣、その他のものは都道府県知事に届出する必要がある。

2 機関等の共同設置について

機関等の共同設置とは、複数の地方公共団体が共同して委員会・委員(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等)、附属機関等を置くことをいう。

機関等の共同設置は、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、規約を定めて行う。

また、機関等を廃止するときは、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、これを行う。

3 事務の委託について

事務の委託とは、一の地方公共団体が他の地方公共団体に具体的な事務の一部を委託することをいう。

事務の委託は、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、規約を定めて行う。

また、委託を廃止するときは、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、これを行う。

4 土地開発公社について

土地開発公社とは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立される特別法人である。

土地開発公社の設置は、地方公共団体が議会の議決を経て、県知事の許可を受け、設立登記する必要がある。

土地開発公社の統廃合は、公有地の拡大の推進に関する法律に特別な定めがないため、解散の規定を用いて手続きを行うこととなる。

土地開発公社の解散は、地方公共団体が議会の議決を経て、県知事の許可を受ける必要がある。

5 第3セクターについて

第3セクターとは、国や地方公共団体が、本来、国や地方公共団体が行うべき事業又は

その周辺の事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行うため、民間と共同で出資して設立する非営利の民間法人であり、公益法人、株式会社等の形態をとる。公共サービスに準ずるサービスの提供や地域開発などを行う。

地方公共団体等は、出資・出捐、職員派遣、事業委託、補助金の交付等で第3セクターの設置・運営に関与しているが、別の法人格を持つものであり、その整理統合に関しては、最終的には、当該第3セクターが決定することとなる。

一部事務組合等の状況

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
1 一部事務組合	-	津久井郡広域行政組合	津久井郡広域行政組合	津久井郡広域行政組合
	-	相模湖モーターボート競走組合	相模湖モーターボート競走組合	相模湖モーターボート競走組合
	-	神奈川県市町村職員退職手当組合	神奈川県市町村職員退職手当組合	神奈川県市町村職員退職手当組合
2 機関等の共同設置	-	-	-	相模湖町・藤野町介護認定審査会
3 事務の委託	-	神奈川県公平委員会事務委託	神奈川県公平委員会事務委託	神奈川県公平委員会事務委託
	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託
4 土地開発公社	相模原市土地開発公社	城山町土地開発公社	-	相模湖町土地開発公社
5 第3セクター	-	-	財団法人 津久井町開発公社	-
	財団法人 相模原市民文化財団	-	-	-
	財団法人 相模原市都市整備公社	-	-	-
	財団法人 相模原市産業振興財団	-	-	-
	株式会社 さがみはら産業創造センター	-	-	-
	財団法人 相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター	-	-	-
	社団法人 相模原市畜産振興協会	-	-	-
	財団法人 相模原しみどりの協会	-	-	-
	財団法人 相模原しみちの協会	-	-	-
	-	-	-	財団法人 相模湖周辺環境整備公社

先進事例

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・籠山村

- ・ 浜北市土地開発公社、天竜市土地開発公社、引佐郡土地開発公社については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産については、基本的に浜松市土地開発公社に引き継ぐ。
- ・ 周智郡土地開発公社については、春野町は、合併の日の前日までに脱退し、その事務及び財産については、基本的に浜松市土地開発公社に引き継ぐ。
- ・ 籠山村と天竜市との間の学校教職事務、水窪町・佐久間町一般廃棄物（ごみ）中間処理の事務、細江町、引佐町、三ヶ日町と浜松市との間の土地改良事業の事務の事務委託については、合併の日の前日をもって終了し、事務を新市に引き継ぐ。
- ・ 引佐郡交通安全対策会議については、合併の日の前日をもって共同設置を終了し、事務を新市に引き継ぐ。
- ・ 湖西市・新居町・舞阪町交通安全対策会議については、舞阪町は、合併の日の前日をもって脱退し、事務を新市に引き継ぐ。

新潟市・黒埼町

- 1 黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。
- 2 黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の日をもって脱退する。

秋田市・河辺町・雄和町

- 1 河辺雄和地区消防一部事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産はすべて秋田市に引き継ぐものとする。
- 2 一部事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとする。
- 3 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、一般職の職員の取扱いに準ずるものとする。

鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

一部事務組合等の取扱い（し尿処理業務は除く）について

吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該一部事務組合等の業務のうち4町に係る共同処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものとする。

一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いについて

吉田町は、合併の日の前日をもって始良郡西部衛生処理組合を脱退し、吉田町に係るし尿処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものとする。

一部事務組合等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3～6 （略）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)

(設立)

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(法人格)

第11条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

(出資)

第13条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。

2 土地開発公社の設立者である地方公共団体(以下「設立団体」という。)は、土地開発公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

(解散)

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

協議第30号

清掃事業の取扱いについて

清掃事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年9月21日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

清掃事業の取扱いについては、原則として、現行のまま新市に引き継ぐものとする。なお、合併後、現行の一般廃棄物処理計画を見直し、制度の統合を図るものとする。

- 1 ごみ及び資源の収集等については、当面現行どおりとし、地域の特性を勘案した中で、段階的に相模原市の制度を基本に統合を図るものとする。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の収集については、合併後速やかに、収集体制の見直しを行うものとする。
- 3 ごみの焼却施設及びし尿の処理施設については、当面現行どおり稼働し、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定するものとする。
- 4 清掃事業に係る使用料及び手数料については、相模原市の制度を基本に、原則として、合併時に統合を図るものとする。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	剪定枝資源化事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3
2	廃棄物減量等推進審議会等 経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	4
3	ごみ収集車両購入事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	5
4	し尿収集車両購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	6

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
5	一般廃棄物処理計画	合併後、現行の一般廃棄物処理基本計画の見直しを行う。	7
6	一般廃棄物処理業許可等申請手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	8
7	産業廃棄物処理業許可等申請手数料	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	9
8	自動車リサイクル法登録申請手数料	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	10
9	自動車リサイクル法許可申請手数料	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	11
10	一般廃棄物処理業の許可及び指導監督	合併時に相模原市の制度に統合する。	12
11	産業廃棄物処理業の許可及び指導監督	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	13
12	一般廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	14
13	産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	15
14	産業廃棄物排出事業者の指導監督	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	16
15	建設リサイクル法に関する事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	17
16	自動車リサイクル法に関する事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	18
17	PCB 特措法に関する事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	19

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
18	集団資源回収事業	合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。	20
19	資源分別回収事業	合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。	21
20	ペットボトル・白色トレイ回収事業	合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。	22
21	リサイクル週間事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	23
22	美化推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については、地域特性を配慮し調整する。	24
23	美化運動推進事業補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については、地域特性を配慮し調整する。	25
24	循環型社会普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	26
25	生ごみ処理容器助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	27
26	大型生ごみ処理機導入モデル事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	28
27	リサイクルスクエア運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	29
28	不法投棄対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、地域特性を踏まえた不法投棄対策を調整する。	30
29	事業系ごみ減量化等促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	31
30	一般ごみ夜間収集事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	32

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
3 1	一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 3
3 2	事業系ごみ取扱い事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 4
3 3	南清掃工場建替整備推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5
3 4	公衆トイレ維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6
3 5	一般廃棄物最終処分場整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7
3 6	し尿処理施設の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 8
3 7	し尿処理施設に係る大気、水質等の測定及び分析	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 9
3 8	清掃工場使用料	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 0
3 9	ごみ処理手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 1
4 0	粗大ごみ処理手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 3
4 1	清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 4
4 2	一般廃棄物最終処分場の管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 5
4 3	粗大ごみ受入施設の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後速やかに、津久井地域における受入施設の整備を図る必要がある。	4 6
4 4	粗大ごみ戸別収集事業	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。	4 7
4 5	発電所に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
4 6	動物死体処理委託事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 9
4 7	廃棄物（粗大ごみを除く。） の収集及び運搬事業	合併後 3 年を目途に、段階的に相模原市 の制度を基本に統合する。	5 0
4 8	収集車の運行及び維持管理 事業	合併後 3 年を目途に、段階的に相模原市 の制度を基本に統合する。	5 1
4 9	廃棄物の不法投棄事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 2
5 0	収集事務所施設維持管理事 務	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 3
5 1	し尿処理手数料	合併後速やかに、相模原市の制度に統合 する。なお、受益者負担の均衡を図る方向 で、新市における手数料体系の見直しを行 う。	5 4
5 2	浄化槽汚泥処理手数料	合併後速やかに、相模原市の制度に統合 する。なお、受益者負担の均衡を図る方向 で、新市における手数料体系の見直しを行 う。	5 5
5 3	ごみ箱設置費補助事業	合併後 3 年を目途に、廃止の方向で調整 する。	5 6
5 4	廃棄物の収集及び運搬事業 （し尿収集）	合併後速やかに、新市におけるし尿・浄 化槽汚泥収集体制の見直しを行う。	5 7
5 5	収集車の運行及び維持管理 事業（し尿収集）	合併後速やかに、新市におけるし尿・浄 化槽汚泥収集体制の見直しを行う。	5 8
5 6	収集事務所施設維持管理事 務（し尿収集）	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
5 7	雑排水処分事業費	合併後 3 年を目途に、廃止の方向で調整する。	6 0
5 8	し尿収集体制整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後速やかに、収集運搬体制の見直しを行う。	6 1
5 9	浄化槽清掃補助事業	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。	6 3

清掃事業の取扱い方針の考え方について

1 基本的考え方について

ごみやし尿の収集運搬処分は、環境保全・公衆衛生の点から必要不可欠なものであり、住民の日々の生活に密着した清掃事業の取扱いを変更する場合には、十分な周知期間が必要となってくる。

このため、現在、津久井郡広域行政組合が実施している城山町、津久井町、相模湖町に係る清掃業務は、原則として、現行の制度のまま新市に引き継ぐものとする。

なお、合併後速やかに、現行の一般廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、新市における施設の配置計画を策定し、より効率的な収集・処理体制の構築を図るものとする。

2 一般廃棄物処理計画について

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならないとされている。

このため、合併後速やかに、新市全域を対象とした一般廃棄物の処理に関する事項について、現行の一般廃棄物処理計画を見直すものとする。

〔 一般廃棄物の処理に関する基本的な事項 〕

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

清掃事業の現況比較

1 生活系ごみ

区分		相模原市	津久井郡広域行政組合	調整の具体的方針
可燃ごみ	呼称	一般ごみ	可燃ごみ	合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合する。
	収集品目	生ごみ類・プラスチック類・陶器類等	生ごみ類・プラスチック類等	
	収集頻度	3回/週	2回/週	
	排出容器	透明または半透明袋	透明または半透明袋	
	収集・運搬形態	直営 (夜間収集地区は委託)	組合直営	
不燃ごみ	呼称	一般ごみ・資源に区分	不燃ごみ	
	収集品目		金属類、陶器類、ガラス類、ペットボトル、びん類(3色)	
	収集頻度		1回/週	
	排出容器		透明または半透明袋	
	収集・運搬形態		組合直営	
資源	呼称	資源	資源ごみ	合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。
	収集品目	びん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光管・水銀体温計	紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、布類	
	収集頻度	1回/週	1回/月(指定日2区分)	
	排出容器	品目別に透明または半透明袋で排出	品目別に束ねて排出	
	収集・運搬形態	三者協定制度 (蛍光管・水銀体温計は委託)	組合直営	
	収集品目	ペットボトル、白色トレイ	ペットボトルは、不燃ごみにて収集(白色トレイは未実施)	
	収集頻度	拠点回収		
収集・運搬形態	直営			

粗 大 ご み	呼称	粗大ごみ	粗大ごみ	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。
	収集品目	品目指定あり	品目指定なし	
	収集方法	戸別収集	戸別収集	
	収集頻度	随時（月～金曜日）	随時（実際は、毎週水曜日を基本に収集）	
	収集・運搬形態	委託	組合直営	
	処理手数料	処理手数料4段階 （200円、500円、 1,000円、1,500円）	処理手数料3段階 （525円、1,050円、 1,575円）	合併時に相模原市の制度に統合する。
そ の 他	呼称	乾電池	有害ごみ	合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度に統合する。
	収集品目	乾電池	乾電池	
	収集頻度	1回/週（一般ごみと同時収集）	1回/週（不燃ごみと同時収集）	
	排出容器	透明または半透明袋	透明または半透明袋	
	収集・運搬形態	直営	組合直営	

相模原市においては、生活系の一般ごみを一時に100kg以上清掃工場に持ち込んだ場合、処理手数料（120円/10kg）を徴収する。（津久井郡広域行政組合においては、無料）

2 事業系ごみ

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	調整の具体的方針
直営収集の現状	直営収集は行っていない	50kg未満/1月 …無料収集 50kg以上/1月 …有料収集 （378円/10kg）	合併時に相模原市の制度に統合する。
処理手数料	180円/10kg	210円/10kg	合併時に相模原市の制度に統合する。

3 し尿

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	調整の具体的方針
収集・運搬形態	直営	委託	合併後速やかに、新市における収集体制の見直しを行う。
処理手数料 (生活系)	基本料金・・・便槽 1 箇所につき 100 円 加算料金・・・ 人頭制 120 円/月・人 従量制 120 円/36 ㍓	定額制・・・ 世帯割 126 円/月・世帯 人頭割 325.5 円/月・人 従量制・・・ 357 円/40 ㍓	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。

4 浄化槽汚泥

区分	相模原市	城山町・津久井町・相模湖町	調整の具体的方針
収集・運搬形態	直営	許可	合併後速やかに、新市における収集体制の見直しを行う。
処理手数料 (生活系)	基本料金・・・浄化槽 1 基につき 600 円 加算料金・・・ 従量制 120 円/36 ㍓	条例・規則上の規定なし。ただし、各町においては、浄化槽清掃経費標準料金を設定。 (城山町、相模湖町では、浄化槽清掃の補助制度あり)	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。

5 ごみ焼却施設

区分	相模原市		津久井郡広域行政組合
施設名称	南清掃工場	北清掃工場	ごみ焼却施設
竣工	昭和 55 年 12 月	平成 3 年 12 月	平成 10 年 2 月
処理能力	600t / 24h (200t / 24h × 3 炉)	450t / 24h (150t / 24h × 3 炉)	54.9t / 24h
炉形式	連続燃焼式ストーカー炉		全連続式ストーカー炉

平成 2 年度から、津久井郡広域行政組合ごみ焼却施設の休炉点検時におけるごみ処理を相模原市の清掃工場を受入れしている。

6 し尿処理施設

区 分	相 模 原 市	津久井郡広域行政組合
竣 工	昭和52年11月	昭和62年10月
処理能力	140kl / 日	90kl / 日
処理方法	前処理 + 曝気処理 + 高分子凝集剤による固液分離処理（下水道放流）	一次・二次 / 二段活性汚泥処理方式 高度処理 / 加圧浮上処理、オゾン脱色処理、濾過処理（河川放流）

7 最終処分場

区 分	相 模 原 市	津久井郡広域行政組合
使用開始	昭和54年4月	県外搬出 ・ 長野県 ・ 群馬県 ・ 茨城県
面 積	98,379.9 m ²	
全体容量	1,080,000 m ³ （覆土含まず）	
15年度実績	35,127 t	4,283 t （焼却残渣 3,365 t、不燃残渣 918 t）
残余容量	456,903 m ³ （覆土を含まず）	-

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

ごみ処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、ごみの収集方法は、合併翌年度から統一する。また、一般廃棄物収集運搬業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪市・雄踏町・細江町・引佐町・三ケ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山町

- 1 し尿浄化槽汚泥収集運搬業務は、合併後2年間で再編する。
- 2 ごみ処理施設などの建設計画は、現状計画を進め合併後統合していく。
- 3 し尿収集事業助成については、調整を図りながら合併後再編する。
- 4 処理施設に搬入する一般廃棄物収集運搬許可業者への一般廃棄物処理手数料は、浜松市の例により合併時に再編を図る。
- 5 ごみの分別排出指導（家庭系・事業系）については、合併時は関係市町村を5つのグループ（北遠、引佐、浜北、雄踏、舞阪、浜松）に地域分けした中で分別を統合し、当分の間はこれを継続、その後新市の処理施設の整備計画に基づき段階的に統一する。
- 6 一般廃棄物・資源物収集運搬業務については、合併後、当分の間は現行のとおりとするが、合併後策定する。新市の施設整備計画に基づき再編する。
- 7 し尿浄化槽汚泥の収集運搬料金については、当分の間は現行のとおりとするが、受益者負担の均衡を図る方向で再編する。

鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとする。また、家庭ごみのステーションボックス設置補助事業については、合併が行なわれた日の属する年度の翌年度に再編するものとする。

豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

- 1 ごみの分別の種類、ごみ袋の価格、粗大ごみの有料制度については原則として合併時に豊田市の方式に統一する。
- 2 ごみの収集回数及びその他プラスチック等の取扱いについては、一部違いを認め合う。
- 3 ごみの収集方式及び収集体制等は当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

清掃事業の取扱いに関する法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 略

3 略

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2～5 略

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3～7 略

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3～7 略

8 第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第4項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること

収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(2) 受託者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しない者であること。

(3) 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。

(4) 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

(5) 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

(6) 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

（地方公共団体の責務）

第6条 市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村分別収集計画）

第8条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。

2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
- (2) 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
- (4) 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
- (5) 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
- (6) 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
- (7) その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。

4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができる。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）

（目的）

第1条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による市町村長の許可を受け、又は市町村の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

（一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認）

第3条 略

2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項その他厚生省令で定める事項について定めるものとする。

協議第 3 1 号

消防業務及び消防団の取扱いについて

消防業務及び消防団の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

1 消防業務の取扱い

消防業務の取扱いについては、合併時に相模原市の常備消防制度に統合するものとする。ただし、119番通報の受信については、合併時には現行どおりとし、新市において早期に指令システムを統合する。

2 消防団の取扱い

消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するものとするが、津久井地域の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	消防賞慰金	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 4
2	消防団長等報酬	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 5
3	消防団活動費(出勤旅費)	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 6
4	消防団運営交付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 7
5	消防団共済組合補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 8
6	消防団詰所・車庫整備	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に、津久井地域を含めた新市の詰所建て替え計画を策定する。	6 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
7	消防職員の採用	合併時に相模原市の制度に統合する。	70
8	消防表彰	合併時に相模原市の制度に統合する。	71
9	公務災害補償等（市民、消防団員）	合併時に相模原市の制度に統合する。	72
10	消防団員の任免	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において「町内に勤務する者」の取扱いを検討する。	73
11	消防署所の整備	現行のまま新市に引き継ぎ、津久井地域を含めた新たな消防署所の整備計画を策定する。	74
12	消防団退職報償金	合併時に相模原市の制度に統合する。	75
13	消防団貸与被服	段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において服制の見直しを検討する。	76
14	常備消防組織	合併時に相模原市の制度に統合する。なお、津久井郡広域行政組合消防本部の本部機能は、相模原市に統合する。 また、合併時には津久井地域の署所は現状維持とするが、新市において、津久井地域を含めた消防組織を検討する。	77
15	非常備消防（消防団）組織	原則として、相模原市の制度に統合する。ただし、津久井地域の消防団活動の実態を踏まえた新たな消防団組織を検討する。	78
16	火災予防事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	79
17	相模原市防災協会	合併時に相模原市の制度に統合する。	80
18	火災予防等の規制に関する条例等	合併時に相模原市の制度に統合する。	82

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
19	建築確認及び許認可に係る同意	合併時に相模原市の制度に統合する。	83
20	開発行為等の指導	相模原市の開発指導要綱に合わせ段階的に適用する。	84
21	火災予防協力組織及び団体の育成指導	段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、津久井地域の団体については、合併に向け調整する。	85
22	危険物の取締指導及び規制	合併時に相模原市の制度に統合する。	87
23	液化石油ガス等	合併時に相模原市の制度に統合する。	88
24	防火管理者資格取得講習	合併時に相模原市の制度に統合する。	89
25	常備消防資機材等整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、消防隊等の出動体制と併せ、資機材の整備を検討する。	91
26	消防車両維持管理・購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、消防署所の整備や消防隊等の出動体制と併せ、保有消防車両について検討する。	92
27	消防団車両維持管理・購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、津久井地域を含めた新市の消防団組織、活動基準と併せ保有する消防団車両を検討する。	93
28	消防水利維持管理整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市の消防力整備計画の策定と併せ、消防水利の整備計画等を検討する。	94
29	水防活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	95

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
30	消防力整備計画	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、早期に新市の消防力整備計画を策定する。	96
31	消防相互応援協定等	合併時に新市の相互応援協定を締結する。	97
32	国際消防救助隊	新市として引き続き国際消防救助隊に登録する。	98
33	火災警報等	合併時に相模原市の制度に統合する。	99
34	消防団活動基準	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、津久井地域の消防力を勘案し、活動基準を策定する。	100
35	常備消防出場体制	段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、消防隊等災害出場部隊数及び消防車等の配置人員等については、新市の消防力整備計画の策定を踏まえながら、消防署所の整備等と併せ検討する。	101
36	消防出初式等	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、これまで各地域で実施してきた消防団活動については、地域性を尊重する。	103
37	救急活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市の各種活動要領を作成し、活動の円滑化を図るものとする。	104
38	応急手当普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	105
39	救急高度化推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市の救急救命士養成計画を策定するとともに、高度化推進事業と併せ津久井地域の全救急隊に救急救命士を配置させることを検討する。	106

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
4 0	通信施設維持管理事業	合併後、相模原市の消防情報システムの更新時期に合わせ統一したシステムを整備する。	1 0 7
4 1	災害通報の受信及び指令	相模原市の消防情報システムの更新時期に合わせ、統一したシステムを整備する。 なお、それまでの間、現行のとおり相模原市及び津久井郡広域行政組合消防本部の2箇所で1 1 9番通報を受信する。 また、常備、非常備を含めた災害情報の受伝達のシステムを検討する。	1 0 8
4 2	り災証明及び搬送証明	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 9
4 3	各種催事に係る警備	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 0
4 4	防火相談等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 1
4 5	火災予防等の指導及び規制	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 2
4 6	屋外の火災予防の調査及び指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 3
4 7	事業所の消防訓練指導等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 4
4 8	火災予防等に関する届出、検査等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 5

消防業務及び消防団の取扱いに関する調整方針の考え方について

1 消防業務の取扱いについて

- (1) 現行の津久井郡広域行政組合消防本部（以下「津久井郡消防」という。）が実施している城山町、津久井町、相模湖町に係る消防業務（＝常備消防）は、合併時に相模原市消防本部（以下「相模原市消防」という。）の制度に統合するものとする。
- (2) 津久井郡消防の本部機能は、相模原市消防の本部機能に統合するものとするが、各種申請等の受付窓口については、合併時まで調整するものとする。
- (3) 津久井郡消防の本署、分署、出張所及び派出所に配置されている部隊は、合併時には現行どおりとする。なお、署所の呼称については、検討する。
- (4) 119番通報の受信については、合併時には現行どおり津久井郡消防及び相模原市消防の2箇所で行うものとするが、新市において早期に新指令システムを整備し一元化を図るものとする。
- (5) 津久井郡消防の消防力は、分散配置されており、現在、津久井郡消防において再編計画が検討されている。新市においてより効率的な部隊運用、部隊活動が実施できるよう署所の配置等について検討を行い、新市の消防力整備計画を早期に策定する。

2 消防団の取扱いについて

- (1) 城山町、津久井町、相模湖町（以下「津久井3町」という。）の消防団は、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。
- (2) 津久井3町の消防団の費用弁償及び報酬等は、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。
- (3) 津久井3町の消防団詰所・車庫及び消防団車両については、合併時には現行どおりとし、新市の消防団組織、活動基準と併せ検討する。

常 備 消 防 組 織 の 現 況 比 較

平成16年4月1日現在

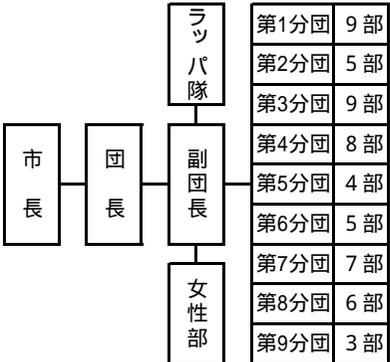
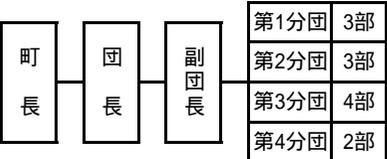
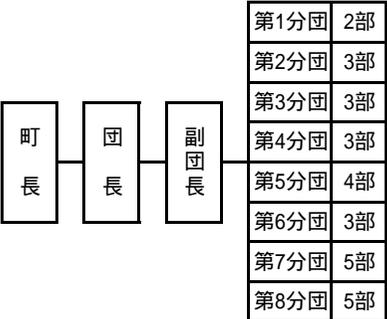
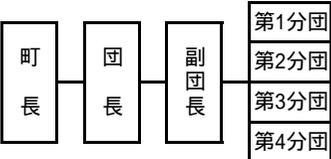
名 称 構成市町	相模原市消防本部	相模原市	津久井郡広域行政組合消防本部	城山町・津久井町・相模湖町・藤野町	
職員数	条例定数 599 人 実員 595 人		条例定数 111 人 実員 109 人		
事務機構	本 部 6課 4班 86 人 消防長 副消防長 消防総務課 (総務企画班、施設班) 防災課 予防課 (予防指導班、危険物保安班) 警防課 救急対策課 指令課	消防署 6課 3係 3部 509 人 相模原 警備課 (管理係・警備1.2.3部) 査察指導課 南 警備課 (管理係・警備1.2.3部) 査察指導課 北 警備課 (管理係・警備1.2.3部) 査察指導課	本 部 3課 8係 18 人 消防長 副消防長 総務課 (総務係、管理係) 警防課 (警防係、救急救助係、指令1・2係) 予防課 (予防係、指導係)	消防署 2課 5係 91 人 消防1.2係 救助係 救急1.2係	
消防組織 体 制					

常 備 消 防 現 況 比 較

平成16年4月1日現在

区 分		相模原市消防本部	津久井郡消防本部	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
管内面積 (km ²)		90.41	238.44	19.90	122.04	31.59	64.91
管内人口 (人)		620,599	73,722	23,258	29,268	10,357	10,839
消防関連予算 (16年度当初予算) (千円)	常備消防費	6,031,332	1,116,366	/	/	/	/
	非常備消防費	169,812	153,774				
	消防施設費	171,855	3,644				
	防災費	184,105	50				
	合計	6,557,104	1,273,834				
勤務体制		3部制	2部制				
消防署所		1本部 3署 12分署	1本部 1署 2分署 2出張所 1派出所	・城山分署	・鳥屋出張所 ・青根出張所 ・津久井派出所	・本 署	・藤野分署
災害発生件数 (平成15年度) 中央道、その他区 域を除く	火 災	253	32	9	11	3	9
	救 急	24,294	2,862	809	1,160	496	397
	救 助	515	63	10	29	15	9
	その他災害	1,394	243	29	88	58	68
消防車両等 (台)	消防ポンプ自動車	19	6	2	2	1	1
	化 学 車	2	1			1	
	は し ご 車	4	1			1	
	救助工作車	3	1			1	
	救急自動車	14	5	1	1	2	1
	その他の特殊車	5	0				
消防水利数	消 火 栓	6,624	1,301	368	476	237	220
	防 火 水 槽	1,424	841	211	336	111	183
	ブ ー ル 等	105	43	10	8	12	13
査察対象物数 (消防用設備設置義務)	査 察 対 象 物	17,339	1,698	548	599	313	238
	危 険 物 対 象 物	1,063	264	61	116	40	47
災害受信	指令システム	型	型	/	/	/	/
	119番通報受信件数	40,951	7,353				
	消防無線	市波 A 市波 B 県波 全国波 救急波	市波 県波 全国波				
救急救命士数 (人)		67	12				
平均現場到着時間 (分;秒)		火災 (4分33秒) 救急 (5分06秒)	火災 (10分23秒) 救急 (8分11秒)				

消 防 団 組 織 等 の 現 況 比 較

市 町 村	相模原市	城 山 町	津 久 井 町	相 模 湖 町
名 称	相模原市消防団	城山町消防団	津久井町消防団	相模湖町消防団
編 成	1団 9分団 56部	1団 4分団 12部	1団 8分団 28部	1団 4分団
団員数(定数)	699人 (762人)	160人 (163人)	378人 (405人)	146人 (147人)
階級別団員数	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 9 人 副 分 団 長 18 人 部 長 56 人 副 部 長 56 人 班 長・団 員 577 人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 4 人 副 分 団 長 4 人 部 長 8 人 班 長 36 人 団 員 105 人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 8 人 副 分 団 長 16 人 部 長 28 人 班 長 80 人 団 員 243 人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 4 人 副 分 団 長 4 人 部 長 16 人 班 長 32 人 団 員 87 人
消防団組織				
任 用	<p>市長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本市に居住する年齢満18年以上45年未満の者であること。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。</p> <p>団長の場合は志操堅固、身体強健であって、団長に適するものにして消防団より推薦された者であること。</p>	<p>町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町に居住又は勤務する年齢満18年以上の者で、志操堅固でかつ身体強健の者 団長の場合は消防団より推薦された者であること。</p>	<p>町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町に居住し又は勤務する者 年齢18才以上の者 志操堅固で、かつ身体強健な者</p>	<p>町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町に居住し又は勤務する者 年齢18才以上の者 志操堅固で、かつ身体強健な者</p>
詰所・車庫数	56箇所	13箇所(倉庫1箇所含む)	29箇所(倉庫1箇所含む)	4箇所
消防ポンプ車数	10台	0台	8台	4台
小型動力ポンプ付積載車	46台	12台	21台	3台
団 無 線	周波数	なし	153.35MHz	153.35MHz
	出力	なし	5W	5W
	台数	なし	22台	44台

消防団の報酬等現況比較

区 分		相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町																																																								
階 級 別 年 額 報 酬		団 長 115,500 円 副 団 長 89,400 円 分 団 長 73,200 円 副 分 団 長 56,100 円 部 長 46,800 円 副 部 長 38,000 円 班長・団員 35,000 円	団 長 141,000 円 副 団 長 98,000 円 分 団 長 84,000 円 副 分 団 長 58,000 円 部 長 53,000 円 班 長 29,000 円 団 員 27,000 円	団 長 149,000 円 副 団 長 105,500 円 分 団 長 99,400 円 副 分 団 長 51,200 円 部 長 47,000 円 班 長 28,700 円 団 員 26,600 円	団 長 136,000 円 副 団 長 92,000 円 分 団 長 76,000 円 副 分 団 長 52,000 円 部 長 33,000 円 班 長 26,000 円 団 員 24,000 円																																																								
費 用 弁 償	災 害 出 動	3,000 円 (1回)	2,700 円 (1回)	2,200 円 (1回)	1,900 円 (1回)																																																								
	警 戒 出 動	2,500 円 (日額)	2,400 円 (日額)	1,100 円 (1回)	1,400 円 (1回)																																																								
	訓 練 出 動	2,500 円 (日額)	2,400 円 (日額)	1,100 円 (1回)	1,100 円 (1回)																																																								
	整 備 出 動	2,500 円 (日額)	2,400 円 (日額)	1,100 円 (1回)	1,100 円 (1回)																																																								
消 防 団 運 営 交 付 金		3,608千円 (1人当り4,734円)	1,330千円 (1人当り8,159円)	4,559千円 (1人当り11,454円)	630千円 (1人当り4,315円)																																																								
操 法 大 会 参 加 時 交 付 金		370千円	854千円	950千円	400千円																																																								
退 職 報 償 金		消防団員として5年以上勤務して退職した場合、その勤務年数と階級に応じ退職報償金が支給される。																																																											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">年 数</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">5年以上 10年未満</th> <th style="text-align: center;">10年以上 15年未満</th> <th style="text-align: center;">15年以上 20年未満</th> <th style="text-align: center;">20年以上 25年未満</th> <th style="text-align: center;">25年以上 30年未満</th> <th style="text-align: center;">30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団 長</td> <td style="text-align: center;">189,000 円</td> <td style="text-align: center;">294,000 円</td> <td style="text-align: center;">409,000 円</td> <td style="text-align: center;">544,000 円</td> <td style="text-align: center;">729,000 円</td> <td style="text-align: center;">929,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 団 長</td> <td style="text-align: center;">179,000 円</td> <td style="text-align: center;">279,000 円</td> <td style="text-align: center;">379,000 円</td> <td style="text-align: center;">484,000 円</td> <td style="text-align: center;">659,000 円</td> <td style="text-align: center;">859,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分 団 長</td> <td style="text-align: center;">169,000 円</td> <td style="text-align: center;">264,000 円</td> <td style="text-align: center;">359,000 円</td> <td style="text-align: center;">459,000 円</td> <td style="text-align: center;">609,000 円</td> <td style="text-align: center;">799,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 分 団 長</td> <td style="text-align: center;">164,000 円</td> <td style="text-align: center;">249,000 円</td> <td style="text-align: center;">334,000 円</td> <td style="text-align: center;">424,000 円</td> <td style="text-align: center;">574,000 円</td> <td style="text-align: center;">759,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部 長 及 び 班 長</td> <td style="text-align: center;">154,000 円</td> <td style="text-align: center;">229,000 円</td> <td style="text-align: center;">304,000 円</td> <td style="text-align: center;">384,000 円</td> <td style="text-align: center;">514,000 円</td> <td style="text-align: center;">684,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団 員</td> <td style="text-align: center;">144,000 円</td> <td style="text-align: center;">214,000 円</td> <td style="text-align: center;">284,000 円</td> <td style="text-align: center;">359,000 円</td> <td style="text-align: center;">469,000 円</td> <td style="text-align: center;">639,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					年 数	勤 務 年 数						5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	団 長	189,000 円	294,000 円	409,000 円	544,000 円	729,000 円	929,000 円	副 団 長	179,000 円	279,000 円	379,000 円	484,000 円	659,000 円	859,000 円	分 団 長	169,000 円	264,000 円	359,000 円	459,000 円	609,000 円	799,000 円	副 分 団 長	164,000 円	249,000 円	334,000 円	424,000 円	574,000 円	759,000 円	部 長 及 び 班 長	154,000 円	229,000 円	304,000 円	384,000 円	514,000 円	684,000 円	団 員	144,000 円	214,000 円	284,000 円	359,000 円	469,000 円	639,000 円
年 数	勤 務 年 数																																																												
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																																							
団 長	189,000 円	294,000 円	409,000 円	544,000 円	729,000 円	929,000 円																																																							
副 団 長	179,000 円	279,000 円	379,000 円	484,000 円	659,000 円	859,000 円																																																							
分 団 長	169,000 円	264,000 円	359,000 円	459,000 円	609,000 円	799,000 円																																																							
副 分 団 長	164,000 円	249,000 円	334,000 円	424,000 円	574,000 円	759,000 円																																																							
部 長 及 び 班 長	154,000 円	229,000 円	304,000 円	384,000 円	514,000 円	684,000 円																																																							
団 員	144,000 円	214,000 円	284,000 円	359,000 円	469,000 円	639,000 円																																																							
消 防 賞 じ ゅ つ 金		殉職者賞慰金 3,000万円 障害者賞慰金 第1級 3,000万円 第2級 2,770万円 第3級 2,550万円 第4級 2,320万円 第5級 2,100万円 第6級 1,890万円 第7級 1,690万円 第8級 1,500万円	殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円 障害者賞じゅつ金 第1級 490万円 ~ 2,060万円 第2級 460万円 ~ 1,550万円 第3級 410万円 ~ 1,360万円 第4級 360万円 ~ 1,210万円 第5級 310万円 ~ 1,030万円 第6級 280万円 ~ 900万円 第7級 230万円 ~ 760万円 第8級 190万円 ~ 640万円			功勞の程度によって定める。																																																							

先進事例

秋田市、河辺町、雄和町

消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、河辺町および雄和町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合するものとする。

新潟市、黒埼町

消防体制については、黒埼町消防署は新潟市西消防署黒埼出張所とし、黒埼町消防団は新潟市西消防団第14分団とする。黒埼町の消防団員数は現行のとおりとする。

豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下村町、旭町、稲武町

消防防災関係事業

- 1 消防本部・署の組織及び定員について
 - (1) 消防本部・署の組織については、1本部、4署、3分署、9出張所とする。
 - (2) 定員は、当面現行のとおりとする。
- 2 消防整備基本計画について
消防整備基本計画は、合併後2年以内に新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間、現行の計画を豊田市に引き継ぎ運用する。

消防団の取扱い

- 1 組織について
消防団の組織については、合併時に豊田市消防団に統合する。なお、各市町村の分団以下の組織体制については、当面現行のとおりとし、合併後組織の再編について検討する。
- 2 定数及び報酬について
 - (1) 定数は、当面現行のとおりとする。
 - (2) 年報酬、費用弁償及び退職報償金については、合併時に豊田市の制度に統一する。
ただし、各町村の副分団長の扱いについては、合併時まで調整する。
 - (3) 団員資格については、団員数の維持に配慮しつつ、合併時まで調整する。

消防業務及び消防団の取扱いに関する法令等

消防組織法（昭和22年法律第226号）

（市町村の消防責任）

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村消防の管理）

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の費用負担）

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（市町村の消防機関）

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(3) 消防団

（消防本部及び消防署の設置及び組織）

第11条 消防本部及び消防署の設置、位置及び及び名称並びに消防署の管轄地域は、条例で定める。

2 略

（消防職員）

第12条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 略

（消防職員の身分取扱い、階級等）

第14条の4 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

2 略

（消防団の設置等）

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 略

3 略

（消防団員）

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

（消防団の消防団の長）

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団長、消防団の任命)

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団の身分取扱い、階級等)

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律の定めるものを除くほか、常勤の消防団については地方公務員の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 略

(非常勤消防団員の公務災害補償)

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 略

(非常勤消防団員の退職報償金)

第15条の8 消防団員で非常勤の者が退職した場合には、市町村は、条例に定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

水防法(昭和24年6月4日法律第193号)

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合には、水防団を置かなければならない。

3 略

消防庁長官通知（消防消第180号 平成15年10月30日）

市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について（抜粋）

- 1 管轄人口が概ね10万人以上となることを基本とし、あるべき消防本部の広域再編を想定すべきこと。
- 2 合併後の市町村が単一で消防本部を設置することなどにより、結果として、従来の消防本部の管轄区域が縮小され、小規模な消防本部（管轄人口が概ね10万人に満たない消防本部をいう。）が生じること、又は消防本部の一層の小規模化を招くことは適当ではないこと。
- 3 市町村合併後においても、1の趣旨から、できる限り一部事務組合又は事務の委託等の広域行政制度を活用して広域的な消防本部を設けることが適当であること。

消防庁消防課長通知（消防消第194号 平成15年10月30日）

市町村合併に伴う消防団の取扱いについて（抜粋）

- 1 市町村合併に伴い、旧市町村の消防団を統合し、新たな条例で、新市町村の消防団を設け、団員定数を定める場合には、消防団が地域の防災体制の確立に果たす役割が大きく、今後大規模災害の発生等が懸念される中、その役割を充実強化することが必要であることにかんがみ、地域の消防・防災力を向上させるための団員数を確保する方向で、十分な検討・考慮を行うこと。また旧市町村間で調整の上、消防団員の処遇を定める際には、現場で活動する団員の旺盛な士気が確保されるよう、十分な検討・考慮を行うこと。
- 2 市町村合併が行われた際における消防団の組織統合の要否については、地域に密着した消防団活動の特性の保持と、市町村の区域における消防防災活動の一体性の保持の両者に対する配慮が必要であること。このため、市町村合併の際に従来の消防団を統合しないことが適切な場合もあること。この場合、市町村区域内に複数消防団が存在することになるが、一体的な運用を図るため、連絡調整の役割を担う連合消防団長等を適宜指名することが望まれること。

協議第 3 2 号

防災事業の取扱いについて

防災事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。また、合併後 3 年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	防災会議の運営	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 6
2	防災対策普及啓発推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 7
3	地域防災計画の推進	合併後、速やかに着手し、3 年を目途に策定する。ただし、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、1 市 3 町で定める地域防災計画を適用することとするが、非常配備体制に限り、合併時に相模原市の体制に統合する。	1 1 8
4	災害に係る関係機関等との連絡調整	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 9
5	災害時における応援協定等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 0
6	がけ地等危険箇所の災害対策の総括及び調整事務	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、土石流危険対策については、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、各町で定める地域防災計画を適用する。	1 2 1

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
7	総合防災訓練実施事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 2
8	自主防災組織育成支援事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、助成金については、合併後3年を目途に見直しを図る。	1 2 3
9	防災情報用施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、防災行政用無線については、新市において5年を目途に統合する。	1 2 4
1 0	防災用車両維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 6
1 1	飲料水兼用貯水槽設置事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 7
1 2	防災資機材整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。	1 2 8
1 3	防災備蓄倉庫整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。	1 2 9
1 4	非常用発電設備整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。	1 3 0
1 5	避難場所に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。	1 3 1

防災事業の取扱いの考え方について

防災事業とは一般的に、震災対策、風水害対策及び火山災害対策等の自然災害対策に加え、海上災害対策、航空災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策及び林野火災対策など、事故災害対策のための事業のことである。

本地域は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域の指定はされていないが、近年、テロ災害等の特殊災害など、多種多様な災害に対応するため広範囲にわたる防災対策を進めている。

1 防災会議

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、市町村防災会議は市町村長を会長に、市町村職員、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等の職員により構成し、地域防災計画の作成、推進や災害が発生した場合における情報収集等を実施する。

現状においては、各市町を所管する防災関係機関が一部異なるため、合併時に委員の見直しを行い、相模原市の制度に統合する。

2 地域防災計画

防災対策の根幹となるのが地域防災計画であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、市町村防災会議が当該地域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、地域社会の安全及び市町村民福祉の確保を図ることを目的に作成するものである。

計画の作成にあたっては、当該地域に発生が予測される地震、風水害などの災害に対し、過去の災害の状況や急傾斜地、軟弱地盤等災害の起因となるもの、土地利用の変遷などを調査、分析・検討を行い、地域の災害による危険を把握する防災アセスメント調査を新市全域で実施し、その調査結果を基に地域防災計画を策定する。

そのため、合併後、速やかに防災アセスメント調査に着手し、3年を目途に策定する。ただし、職員の非常配備体制及び災害対策本部の指揮命令系統は、合併時に相模原市の制度に統合する。

3 防災行政用無線

防災行政用無線は同報系及び移動系（地域系）に区分される。

同報無線は、住民への連絡用として子局（屋外型放送設備及び戸別受信機）により気象警報や避難勧告、災害関連情報を伝達する。

移動無線は、基地局、移動局（可搬型、車載型等）により災害発生時に迅速な情報収集や災害対策本部指令等を伝達する。

現在1市3町がそれぞれ独自の機器を導入し運用しているため、同報無線については、合併後、電波法に基づき1市1波の周波数となることから、新市において5年を目途に統合する。

また、移動無線についても新市において統合しなければならないことから、防災関係機関や病院、学校、ライフライン等の生活関連機関との相互連絡のため活用される地域防災無線を5年を目途に整備する。

4 自主防災組織

自主防災組織は、地震や火災等から生命や財産を守るため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、地域の人々が助け合い、地域社会のなかで防災という共通の意識をもって結成されていることから、現状の組織体制のまま新市に引き継ぎ、新市において育成強化を推進する。

ただし、活動助成金については現行の制度を基本とし、合併後3年を目途に見直しを図る。

防災事業の現況比較

1. 防災会議

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
委員数	48名 会長（市長）、市職員 22名 防災関係機関 25名	15名 会長（町長）、町職員 2名 防災関係機関 12名	20名 会長（町長）、町職員 8名 防災関係機関 11名	16名 会長（町長）、町職員 3名 防災関係機関 12名
開催回数	2回/年 定例会1回、大規模災害発生時1回	1回/年	1回/年	1回/年
報酬	12,600円/回	7,500円/回	7,700円/回	4,100円/回
旅費	市外から市内直近の駅まで	なし	なし	なし

2. 地域防災計画

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
概要	平成14年度に全面修正。修正にあたっては、平成12年度に実施した防災アセスメントの結果や国・県の防災計画等の修正の動き、これまでの訓練等による修正前の地域防災計画の検証結果等を踏まえたものとし、計画本体、概要版及び職員初動マニュアルを作成	平成9年度に全面修正	平成8年度に全面修正	平成8年度に全面修正
防災アセスメント調査	平成12年度実施	未実施	平成7年度実施	未実施
地区別防災カルテ	平成13年度作成	未作成	未作成	未作成
総合防災訓練	・予知対応型 事前避難対策訓練 2箇所 職員参集訓練 ・発災対応型 中央会場 1箇所 地域会場 2箇所	・予知対応型 職員参集訓練 ・発災対応型 町訓練会場 1箇所 自主防災組織訓練会場 12箇所	・発災対応型 職員訓練 地域訓練 消防団訓練	・予知対応型 職員参集訓練 職員主体訓練 自主防災組織避難訓練
避難場所	一時避難場所 491箇所 広域避難場所 21箇所 避難所（小中学校）82箇所	一時避難場所 40箇所 広域避難場所 （小中学校、保健センター）7箇所 避難所（町内） 24箇所	指定避難所（小中高校体育館、保育所、地域センター） 13箇所	指定避難所（小中学校） 5箇所
防災備蓄倉庫	一般倉庫 8箇所（10箇所計画） 広域避難場所対応倉庫 21箇所 避難所倉庫 80箇所（82箇所計画）	広域避難場所対応倉庫 7箇所 自治会設置倉庫 14箇所	防災備蓄倉庫 13箇所（小中学校なし）	防災備蓄倉庫 6箇所（小中学校なし）
飲料水兼用貯水槽	小中学校 16基（21基計画） *地下式100t水槽	なし	なし	中学校、林間総合公園内 各1基 *地上式40t水槽
非常用発電設備	小中学校 50基（82基計画）	なし	なし	なし

3. 防災行政用無線

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
防災行政用 同報無線	親局 1 遠隔制御装置 1 子局 296 戸別受信機 89	親局 1 子局 47	親局 1 中継局 1 子局 65	親局 1 子局 28 戸別受信機 73
防災行政用 移動無線	基地局 1 (統制台1、制御器 21) 移動局 87 (車載51、可搬21、携帯 15)	基地局 1 (制御器1) 移動局 48 (車載1、携帯47)	基地局 1 中継局 1 移動局 33 (車載局12、集落可搬局 4、携帯局17)	基地局 1 移動局 13 (車載6、携帯7)

4. 自主防災組織育成支援事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
自主防災組織の 現状	単位自主防災組織 434組織 地区連合自主防災組織 18組織	単位自主防災組織 12組織	単位自主防災組織 59組織	単位自主防災組織 41組織
自主防災組織 編成時助成	標旗、ヘルメット、トランジス ターメガホン、救急バック等の配 付	なし	なし	1組織30,000円の助成
自主防災組織 災害活動用 機材セット整備	市内小中学校の避難所倉庫へ発 電機、投光器、チェーンソー、災 害救助工具セットの整備	なし	なし	なし
自主防災組織活動 助成金	防災訓練、啓発活動、防災資機 材の購入費等の2分の1を助成 (世帯数に応じた限度額あり) 【単位自主防災組織】 世帯数 限度額 ~ 99 20,000円 100 ~ 299 40,000円 300 ~ 599 60,000円 600 ~ 899 80,000円 900 ~ 1499 100,000円 1500 ~ 2499 150,000円 2500以上 200,000円 【地区連合自主防災組織】 100,000円	防災訓練の実施、防災知識の普 及、防災資機材の購入目的の助成 均等割 50,000円 世帯割 40円/世帯	・ 自主防災資機材購入費の3分 の2の助成 ・ 防災訓練費用として助成 均等割 10,000円 世帯割 50円/世帯 メイン会場加算額15,000円 ×8箇所	自主防災組織への活動費助成 均等割 10,000円 世帯割 100円/世帯

先進事例

浦和市・大宮市・与野市

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

秋田市・河辺町・雄和町

防災等関係事業は、合併時に秋田市の制度に統一する。

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・籠山村

災害対策本部の指揮命令系統は、合併時に統一する。また、地域の防災体制については、総合事務所の組織（避難所の指定等については現行どおり）に合わせ再編し、浜松市については現行のとおりとする。そして、政令指定都市移行時に区役所組織に合わせ再編する。

長崎市・香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町

消防防災関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

防災事業の取扱いに関する法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地方防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

（災害対策本部）

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

報告第 2 3 号

各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その3

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

調整方針一覧（Bランク）

保健福祉部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	地域型在宅介護支援センター運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、業務内容、職員配置等の委託内容については、相模原市の制度に合わせる。	132

経済部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	（社）相模原市畜産振興協会補助金	合併後、3年以内に段階的に相模原市の制度に統合する。	133

管理部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	幼稚園就園奨励補助金	公立幼稚園の国庫補助分については、合併時に城山町の制度に統合する。（保育料の減免制度で対応。） 私立幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度に統合する。	135
2	公立幼稚園に関すること	現行のまま新市に引き継ぎ、入園料、保育料、送迎バス及び給食は次のとおり統一する。 （1）入園料 2,500円 （2）保育料 10,000円（月額） （3）送迎バス 有り （月額2,300円又は3,000円の自己負担） （4）給食 完全給食 （食材費は自己負担）	136
3	学校給食事業の取扱い	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年間で相模湖町、相模原市の中学校給食のあり方を検討する。	137

調整方針一覧（Ｃランク）

企画部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	ふるさと創生事業	合併時に廃止する。ただし、城山町及び津久井町の基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し、調整するものとする。また、津久井町で実施されている事業については、その趣旨を尊重し、個別に調整するものとする。	1
2	パブリックコメントの実施	合併時に相模原市の制度に統合する。なお、パブリックコメントに関する条例の必要性については、新市において検討するものとする。	2
3	公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3
4	特定地域土地利用計画に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	4
5	地籍調査事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併時は休止して、国が実施する平成16年度、平成17年度の都市再生街区基本調査の結果を踏まえ、再度検討する。	5
6	広報紙発行事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	6
7	市政要覧・市の概要発行事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	7

保健福祉部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	高齢者入所判定委員会運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8
2	高齢者保健福祉計画推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、第3期計画については、平成17年度中に合併後を想定した計画を策定する。	9
3	高齢者大学運営事業	3年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。	10
4	生きがい農園運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後、津久井町の生きがい農園の運営方法について検討する。	11
5	高齢者交流事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	12
6	シルバー人材センター育成事業	速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、相模原市のシルバー人材センターと3町の生きがい事業団が合併することが前提となる。	13
7	老人クラブ補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	14
8	老人いこいの家の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	15
9	福祉施策紹介冊子作成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	16
10	敬老会開催事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後、新市としての敬老会のあり方を検討する。	17
11	敬老訪問事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	18

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 2	敬老祝金等支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において、敬老訪問事業との統合や本事業そのものの見直しを行うこととする。	1 9
1 3	高齢者能力活用施設運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0
1 4	れんげの里あいその管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 1
1 5	給食サービス事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	2 2
1 6	ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後、新市において移送サービス事業のあり方を検討する。	2 4
1 7	寝具消毒乾燥事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5
1 8	家事援助事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6
1 9	住宅改修相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、合併後、新市において相談員の配置場所を検討する。	2 7
2 0	ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8
2 1	生きがいデイサービス事業	3年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。	2 9
2 2	緊急一時入所事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1
2 3	徘徊高齢者家族支援サービス助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
2 4	家族介護慰労金支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 3
2 5	生活援助員派遣事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5
2 6	成年後見制度利用支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 6
2 7	高齢者住宅設備改善費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7
2 8	緊急通報システム運営事業	3年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。	3 8
2 9	慰問品支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において、事業内容の見直しを行うこととする。	3 9
3 0	日常生活用具給付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 0
3 1	はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において、事業内容の見直しを行うこととする。	4 1
3 2	老人ホーム入所措置事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 2
3 3	在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 3
3 4	特別養護老人ホーム等建設費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	4 4
3 5	軽費老人ホーム事務費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	4 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
3 6	高齢者福祉施設運営費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	4 6
3 7	施設入所高齢者福祉給付金支給事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	4 7
3 8	老人福祉センターの管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 8
3 9	介護老人保健施設建設費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	4 9
4 0	市立高齢者デイサービスセンター等の管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 0
4 1	介護予防事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 1
4 2	ゲートボール場維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 2
4 3	電話貸与事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 3
4 4	電話訪問サービス事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、相模原市では、本事業を平成 17 年度から在宅介護支援センター事業の中へ統合する方向のため、合併後は同事業の一環として実施する。	5 4
4 5	特別養護老人ホーム等建設費借入償還金補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 5
4 6	介護老人保健施設建設費借入償還金補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 6
4 7	高齢者・障害者虐待防止体制	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 8	生きがい対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 8
4 9	高齢者入浴サービス事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後、事業内容について検討する。	6 0
5 0	生きがいセンターの維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	6 1
5 1	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	6 2
5 2	婦人保護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、相談員の人数及び任用（公募）手続きや配置場所（事務所）については、支所の設置構想等との庁内調整が必要となる。	6 3
5 3	家庭児童相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、相談員の人数及び任用（公募）手続きや配置場所（事務所）については、支所の設置構想等との庁内調整が必要となる。	6 4
5 4	幼児養育費の助成	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 5
5 5	児童手当・特例給付事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	6 6
5 6	助産施設母子生活支援施設入所委託事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 7
5 7	（仮称）子どもの権利条例制定事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 8
5 8	児童虐待防止事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、協議会委員などの選出、育児支援教室の会場や開催回数などについては調整が必要である。	6 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
5 9	次世代育成支援行動計画策定事業	速やかに相模原市の制度に統合する。統合にあたっては、相模原市の計画を基本とし、各町の計画との整合を図る。	7 1
6 0	ファミリー・サポート・センター推進事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	7 2
6 1	児童扶養手当の認定及び支給事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 4
6 2	母子寡婦自立支援計画策定事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	7 5
6 3	母子・父子家庭等援護事業	<p>母子・父子家庭等福祉手当については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、対象者については、児童扶養手当対象者以外に父子家庭と公的年金受給者の母子家庭も対象となるため、3町の対象者の把握については広報等周知により、申請に基づいて実施する。</p> <p>母子・父子家庭等高校進学・就職支度金については、合併時に相模原市の制度に統合する。なお、3町の対象者の把握は住民登録により行う。</p> <p>母子福祉資金等利子補給については、合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>相模原市母子寡婦福祉協議会補助金については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、各市町の母子寡婦福祉協議会を一本化し、相模原市の基準により助成する。</p>	7 6
6 4	母子相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、相談員の人数及び任用（公募）手続きや配置場所（事務所）については、支所の設置構想等との庁内調整が必要となる。	7 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
6 5	母子家庭等自立支援事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	7 8
6 6	母子家庭等日常生活支援事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	8 0
6 7	ひとり親家庭生活支援事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	8 1
6 8	母子家庭等厚生活動事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	8 2
6 9	ひとり親差額家賃助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施は相模原市のみであり、対象も1世帯のみであるため、公営住宅への入居を促すなどし、制度の廃止を検討する。	8 3
7 0	母親クラブ育成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、各団体に意向を確認し、調整を行った上で、統合するものとする。	8 4
7 1	児童遊園維持管理事業	3年以内に相模原市の制度に統合する。	8 5
7 2	子どもの広場助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 6
7 3	児童館管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 7
7 4	児童クラブ管理運営事業	3年以内に相模原市の制度に統合する。ただし、相模原市の体制に統一するため、津久井町・相模湖町での運営形態の変更を検討する。	8 8
7 5	民間児童クラブ運営費補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 0

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
76	児童クラブ整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において児童クラブの設置基準について検討する。	91
77	こどもセンター管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において児童クラブの管理運営基準について検討する。	92
78	こどもセンター建設事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、公民館区域構想等との調整が必要となる。	94
79	母子福祉資金貸付事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	95
80	特別児童扶養手当の調整事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	96
81	ひとり親家庭等証明書等発行事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	97
82	保育料	合併時に相模原市の制度に統合する。	98
83	公立保育所の管理運営	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	99
84	認定保育室補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	100
85	コミュニティ保育推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	101
86	児童福祉関係団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	102
87	入所児童災害見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	103

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
8 8	民間保育所入所児童保育委託	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 4
8 9	民間保育所助成費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 5
9 0	家庭保育福祉員委託事業	3 年以内に廃止の方向で検討する。ただし、地域の保育需用の実情等を踏まえ検討を進めるものとする。	1 0 6
9 1	保育所施設整備事業	3 年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	1 0 7
9 2	公立保育所民営化推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において公立保育園の運営の在り方について、検討する。	1 0 8
9 3	保育所の設置認可等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 9
9 4	老人福祉法に規定する福祉の措置	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 0
9 5	児童福祉法に規定する福祉の措置及び保育の実施	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 1
9 6	母子及び寡婦福祉法に規定する福祉の措置	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 2
9 7	身体障害者福祉法に規定する福祉の措置	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 3
9 8	知的障害者福祉法に規定する福祉の措置	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
99	生活保護法に規定する保護の決定、実施その他生活保護法の施行に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	116
100	婦人保護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	117
101	老人福祉施設入所者費用の決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	118
102	児童福祉施設入所者費用の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	119
103	障害者に対する居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	120
104	身体障害者更生援護施設入所者費用の決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	121
105	知的障害者援護施設入所者費用の決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	122
106	特別児童扶養手当の認定請求事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	123
107	障害児福祉手当、特別障害者手当等の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	124
108	重度心身障害者等福祉手当の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	125

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
109	高齢者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び高齢者福祉課の主管に属するものを除く）の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	126
110	障害者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び障害福祉課の主管に属するものを除く）の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	127
111	母子・父子相談、女性相談、家庭児童相談その他福祉相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	129
112	陽光園管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	130

経済部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	産業振興ビジョン推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後「さがみはら産業振興ビジョン」等の見直しを行っていく。	132
2	相模原商工会議所補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	134
3	工業団体育成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	135
4	中小企業経営相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	136
5	優良従業員等表彰事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	137

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
6	新事業創出促進事業（産業振興課分）	合併時に相模原市の制度に統合する。	138
7	青年起業家育成基金積立金	合併時に相模原市の制度に統合する。	140
8	情報集積促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	141
9	工業集積促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	142
10	中小企業国際活動支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	143
11	中小企業経営安定対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	144
12	中小企業景気対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	146
13	各種工業団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	147
14	相模原市産業振興財団補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	148
15	産業会館の管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	149
16	事業協同組合等の設立認可等	現行のまま新市に引き継ぐ。	150
17	工業地域等における住宅開発の指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	151
18	工業立地法に規定する届出、勧告等	現行のまま新市に引き継ぐ。	152

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
19	中小企業経営革新支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	153
20	商業地形成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	154
21	中心市街地活性化事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	155
22	商店街振興支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	156
23	商店街活性化事業補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	157
24	商業実態調査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	158
25	買物公園道路維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	159
26	商業団体育成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	160
27	新事業創出促進事業（商業観光課分）	合併時に相模原市の制度に統合する。	161
28	市民まつり開催事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、3町のまつりは「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けを行う。	162
29	観光宣伝事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	163
30	キャンプ場管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	164
31	キャンプ場用地購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	166
32	観光事業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、3町の観光事業は「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けを行う。	167

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
3 3	地域活性化イベント事業 補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、3町のイベントは「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けを行う。	1 6 9
3 4	市観光協会補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 1
3 5	相模の大風センター経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 2
3 6	たてしな自然の村管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 3
3 7	相模川自然の村管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 4
3 8	観光施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 5
3 9	東海・首都圏自然歩道管理受託事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 6
4 0	道志川流域振興事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 7
4 1	ダム対策に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 8
4 2	森林ミュージアムの推進に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 9
4 3	北丹沢文化の森の推進に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 0
4 4	宮ヶ瀬湖鳥居原周辺整備に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 1
4 5	交流の里づくり事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 6	青野原道志川の家の管理 運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 4
4 7	緑の休暇村センターの管 理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 5
4 8	ふるさとの森運営・育成 指導	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 6
4 9	町立相模湖記念館運営事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 7
5 0	雇用促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 8
5 1	緊急雇用対策推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 9
5 2	技能功労者表彰事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 0
5 3	中小企業従業員永年勤続 表彰事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 1
5 4	勤労者福祉事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 2
5 5	勤労者総合福祉センター 管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 3
5 6	各種労働関係団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 4
5 7	中小企業勤労者福祉サー ビスセンター補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 5
5 8	神奈川県農業共済組合運 営補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
59	経営・生産対策推進会議	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、基本構想及び認定農業者の認定基準については、合併後速やかに統合を図る。	197
60	営農センター助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、事業の見直しの検討を行う。	198
61	認定農業者育成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	199
62	水田農業経営確立対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、合併後速やかに、水田農業ビジョンの見直しを実施する。	200
63	環境保全型農業導入支援事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	201
64	農産物振興対策事業	合併後、3年以内に段階的に相模原市の制度に統合する。	202
65	営農対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、有害鳥獣対策事業については、合併後3町の実施状況を踏まえ速やかに統合する。	204
66	農業後継者・担い手確保対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	206
67	地場農産物ブランド化促進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後に新市でのブランド名称等の再検討を実施する。	207
68	農産物流通対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において出荷等の実態調査を行うものとする。	208

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
69	都市農業ふれあい事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	209
70	レクリエーション農園等整備事業	合併後、3年以内に段階的に相模原市の制度に統合する。	210
71	(株)神奈川食肉センター流通施設整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	211
72	農道等維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、台帳等の整備を合併後速やかに実施する。	212
73	農道・用水路等整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	213
74	農道等調査測量設計委託事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	214
75	各種農業団体補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	215
76	農業振興地域整備計画	合併後速やかに新たな計画の策定を実施する。	216
77	生産緑地に係る営農指導	現行のまま新市に引き継ぐ。	217
78	農産物の生産、経営技術等の指導事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	218
79	農産・園芸団体の指導及び連絡事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	219
80	主要食糧の生産調整及び計画出荷事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	220

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
8 1	農作物の病虫害防除	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 2 1
8 2	土地改良事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 2
8 3	漁業及び林業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 2 3
8 4	家畜の防疫	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。なお、津久井町の B S E 感染牛発生対策事業の利子補給制度については、廃止の方向で検討する。	2 2 5
8 5	農業者年金基金法	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 6
8 6	荒廃農地対策等活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 7
8 7	里山支援モデル事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 2 8
8 8	林道整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後管理区分の明確化及び管理台帳の調製を実施する。	2 2 9
8 9	鳥居原ふれあいの館の管理運営に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 3 0
9 0	農とみどりの整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 3 1
9 1	共進会に関すること	合併後、3年以内に段階的に相模原市の制度に統合する。	2 3 2
9 2	有害鳥獣対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後の新市において速やかに事業内容の統合を図る。	2 3 3
9 3	新都市農業推進事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	2 3 4

環境保全部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	集中浄化槽維持管理補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、今後の方針については合併後に検討する。	2 3 6
2	環境保全に関する条例に基づく事務	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、土地埋立等規制事業及び公共の場所等の清潔保持等事業については、合併後3年以内に事業の見直しを含め統合する。	2 3 7

農業委員会部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	農地転用受理済等証明交付に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 0
2	農地基本台帳の整備	合併後、速やかに相模原市の制度に統合する。	2 4 2
3	農地違反転用対策に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 3
4	国有農地等の維持管理及び登記事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 4
5	農業者年金事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 5
6	農業委員会広報誌の発行	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、配布方法は郵送によるものとする。	2 4 6
7	選挙人名簿登載申請書の受理及び審査に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、申請書の配布・回収方法については、合併後速やかに郵送による方法に統合する。	2 4 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
8	委員会の権限に属する各種の建議及び答申	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 8
9	農地等の権利移動の許可及び農地転用許可に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 9
1 0	農地等の交換分合に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 0
1 1	農地等の相隣関係の紛争の調停に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 1
1 2	農業経営基盤強化促進法に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 2
1 3	農業生産法人に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 3
1 4	生産緑地法に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 4
1 5	農業委員会委員報酬	合併後 1 年間、引き続き在任する選挙による委員の報酬については、現行のとおりとする。ただし、城山町、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会の会長、会長職務代理者及び選任による委員は相模原市の制度による報酬とする。 市町村の合併の特例に関する法律の適用期間経過後については、相模原市の制度に統合する。	2 5 5
1 6	農業委員会委員活動（視察、研修等）	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
17	農業委員会会議	合併時に相模原市の制度に統合する。	257
18	小作地に関する事務	現行のまま新市に引き継ぎ、3年以内に標準小作料の見直し時期を統合する。	258
19	農地造成に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	259
20	他法令に基づく農地の現況照会等に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、現地調査については、事務局職員、地区農業委員が行うことに統合する。	260
21	市民農園に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	261

報告第24号

津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について

津久井郡一部事務組合解散協議会会長から、津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について、別紙のとおり報告があったので報告する。

平成16年9月21日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

平成16年9月16日

相模原・津久井地域合併協議会
会長 小川 勇 夫 殿

津久井郡一部事務組合解散協議会
会長 溝 口 正 夫

津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について（報告）

初秋の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

城山町、津久井町、相模湖町、藤野町（津久井郡4町）が組織する津久井郡一部事務組合解散協議会に、日頃から御理解と御協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、津久井郡4町で組織しております一部事務組合（津久井郡広域行政組合及び相模湖モーターボート競走組合）の解散に係る協議の状況等について、別紙のとおり報告しますので、第6回合併協議会における取扱い等につきまして、格別の御配慮をいただきたくお願いを申し上げます。

なお、今後、貴協議会の協議の進捗等に併せ、津久井郡4町で組織している一部事務組合の解散協議に誠心誠意取り組んでまいりますので、今後とも、御指導と御協力を賜わりますよう重ねてお願い申し上げます。

（ 事務局 相模湖町合併推進課
電話 0426 - 84 - 3211 ）

津久井郡一部事務組合解散協議会における協議状況等について

1 設立の経過

城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町（津久井郡4町）は、城山町、津久井町及び相模湖町が相模原市との合併協議を進めていくにあたり、津久井郡4町で組織する一部事務組合（津久井郡広域行政組合及び相模湖モーターボート競走組合）の解散について、住民生活に支障をきたすことのないよう円満に問題解決を図るため、平成16年2月13日に津久井郡一部事務組合解散協議会を設立し、協議を行っています。

2 協議状況等

津久井郡一部事務組合解散協議会では、設立以来、3回の会議を開催し、一部事務組合解散に係る協議方針を次のとおり確認しています。

(1) 会 議

平成16年2月13日	第1回津久井郡一部事務組合解散協議会	
5月31日	第2回	〃
7月26日	第3回	〃

(2) 津久井郡広域行政組合の解散に係る協議方針

解散の時期

合併の期日の前日をもって解散するものとする。

組合職員の処遇

組合職員の身分保障を行うものとする。

財産の取扱い

津久井郡4町に適正な財産処分を行うものとする。

(3) 相模湖モーターボート競走組合の解散に係る協議方針

モーターボート競走事業からの撤退

相模原市との合併協議を機に、関係団体の理解を得て、平成17年3月（平成16年度）をもって、モーターボート競走事業から撤退するものとする。

解散の時期

合併の期日の前日までに解散するものとする。

組合職員の処遇

組合職員の身分保障を行うものとする。

財産の取扱い

津久井郡4町に適正な財産処分を行うものとする。

以上

参 考

1 津久井郡広域行政組合の概要等

津久井郡4町は、人口・財政規模等から単独で処理することができない廃棄物処理をはじめ、消防業務、急病診療業務など、地域住民の生活に不可欠な業務を共同で処理するため、津久井郡広域行政組合を設立しています。

(1)設 立

昭和45年4月1日

(津久井郡4町により、津久井郡隔離病舎一部事務組合と津久井清掃事業組合、並びに津久井郡救急本部を統合して設立)

(2)実施業務

- ・一般廃棄物(ごみ、し尿)の収集、運搬、処理
- ・消防事務及び急病診療
- ・広域市町村圏計画の策定、進行管理

(3)組合職員

180名 (平成16年4月1日現在)

内訳：一般事務職24名、一般技術職3名、現業職47名、消防職106名

2 相模湖モーターボート競走組合の概要等

相模湖モーターボート競走事業については、基幹産業を持たない津久井地域の財政改善を図ることを目的として、津久井郡4町により相模湖モーターボート競走組合を設立し、昭和35年の初開催以来、津久井郡4町の財政に大きく寄与してまいりましたが、現在、モーターボート競走事業は厳しい経営環境にあります。

(1)設 立

昭和29年3月30日

(津久井郡4町により、モーターボート競走法に規定する事務を共同処理するため設立)

(2)モーターボート競走の開催状況等

- ・開催場所 平和島競艇場
- ・年間開催日数 25日/年
- ・事業収益 約309億4,500万円(昭和34年度～平成15年度)

(3)組合職員

6名 (平成16年4月1日現在)